

学長の職務の評価結果について

鳥取大学学長選考等規則第15条の規定に基づき、中島 廣光 鳥取大学長の職務の評価を行いましたので、その結果を公表します。

令和4年3月25日

鳥取大学学長選考会議

1. 評価対象期間 平成31年4月から令和3年3月まで

2. 評価の過程

(1) 令和4年1月19日

令和3年度第3回学長選考会議において、書類審査及び学長との面談により、学長の職務の執行状況について確認した。

(2) 令和4年3月14日

令和3年度第4回学長選考会議において、学長の職務の評価について審議し、以下の評価結果を得た。

3. 評価結果

教育に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

研究に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

社会貢献に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

経営・管理運営に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

その他の業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

評価項目別の講評について

教育に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

教育に関する業績については、多様な学生に対応した教育システム、適切な組織体制の整備等学生の視点に立った改革を行うとともに、コロナ禍においてもオンライン授業等により教育活動を持続し、多くの学生支援策を積極的に実施するなど成果をあげており、取組、活動及び成果の状況が優れていると評価できる。

研究に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

研究に関する業績については、大学独自のテニュアトラック制度の整備、若手教員との意見交換会「Gakuchō Meet」の実施等により、若手研究者の雇用及び育成に尽力するとともに、「3つの戦略」を推進し、鳥取大学独自の研究において顕著な成果をあげており、取組、活動及び成果の状況が優れていると評価できる。

社会貢献に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

社会貢献に関する業績については、積極的に地元自治体・企業との連携を行い進展しており、「ゼロイチ・アクセラレーション・プログラム」をはじめとしたリカレント教育の取組でも成果があがっている。また、コロナ禍においては、地元自治体及び地域住民に医療と情報を適時・適切に提供する等地域との医療連携での実績も高く、取組、活動及び成果の状況が優れていると評価できる。

経営・管理運営に関する業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

経営・管理運営に関する業績については、各部局の若手教職員と対話を行う「Gakuch Meet」等によりボトムアップの形で教職員の声を広く聴くとともに、「鳥取大学ビジョン 2030」を制定し戦略的に大学運営を進め、就任時に掲げた 3 つの学長方針のひとつである「学生と教職員を大事にする大学」を実践し、成果を挙げている。

特に、財政的に厳しい状況の中多様な財源を確保するため、外部資金の獲得及び「修学支援基金」等の寄附の獲得に努め実績を上げていること、新たに設置した「大学改革推進会議」「大学構想会議」を通じて教職員の共通理解が進み改革の推進力となっていること、「ダイバーシティ・キャンパス推進室」を設置しダイバーシティ環境を整備したこと等、取組、活動及び成果の状況が優れていると評価できる。

なお、米子地区との連携については、DX をはじめとする鳥取米子間の交流・連携のさらなる強化により、より高い成果がもたらされるよう期待する。

その他の業績に係る評価

「取組、活動及び成果の状況が優れている。」

その他の業績については、コロナ禍にあつて学長のリーダーシップによる「感染症タスク・フォース」を迅速に立ち上げ学内の感染予防に適切に対応し成果を挙げたこと、学内の事故、ハラスメント事案、自然災害への対応等においてリスクマネジメントが常に継続的になされており、個々の事例に対しても早期に適切な対策がなされていること等から、取組、活動及び成果の状況が優れていると評価できる。

鳥取大学長職務評価実施要項

令和 3 年 1 月 25 日

鳥取大学学長選考会議

学長選考会議は、鳥取大学長選考等規則第 15 条及び鳥取大学長選考等規則実施細則第 21 条の規定に基づき、中島 廣光 鳥取大学長（以下「現学長」という。）の職務が適切に遂行されていることを確認するため、以下のとおり職務の評価を実施する。

I. 評価対象期間

評価の対象期間は、現学長の任期（平成 31 年 4 月～令和 5 年 3 月）のうち、平成 31 年 4 月～令和 3 年 3 月（2 年間）とする。

II. 評価方法

学長選考会議は、以下に掲げる書類の審査及び現学長との面談により、評価対象期間における現学長の「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「経営・管理運営」等の職務の執行状況について確認し、総合的な評価を行う。

なお、これに際して監事の意見を聴くことができる。

- (1) 業績調書（別紙様式）
- (2) 現学長選考時（平成 30 年度実施）
の審査書類
- (3) 国立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果及び業務実績報告書
- (4) 事業報告書
- (5) 第 3 期中期目標・中期計画
- (6) 監事監査報告書

※ (2)～(6) は、いずれも評価対象期間に係るものに限る。

III. 評価結果の通知及び公表

学長選考会議は、評価結果を現学長に通知するとともに、本学公式ホームページ上で職員等に周知及び学外に公表する。

IV. 評価日程

令和2年11月16日 (令和2年度第1回学長選考会議)

- ・鳥取大学長職務評価実施要項の策定

令和3年1月25日 (令和2年度第3回学長選考会議)

- ・鳥取大学長職務評価実施要項の策定

令和3年9月27日

- ・現学長に対して職務の評価の実施を通知・業績調書の提出依頼

令和3年12月28日

- ・業績調書の提出締切

令和4年1月19日 (予定) (令和3年度第3回学長選考会議)

- ・書類審査及び現学長との面談の実施

令和4年3月14日 (予定) (令和3年度第4回学長選考会議)

- ・評価結果の決定

【参 考】関連規則 (抜粋)

鳥取大学長選考等規則 (平成16年鳥取大学規則第147号)

第15条 学長選考会議は、学長の職務が適切に遂行されていることを確認するため、学長の職務を評価するものとする。

2 前項の評価の結果は、速やかに職員等に周知及び学外に公表するものとする。

鳥取大学長選考等規則実施細則 (平成16年鳥取大学規則第148号)

第21条 規則第15条に規定する学長の職務の評価は、当該学長の任期の最終年度の前年度 (再任による任期の場合は最終年度) に実施するものとする。

2 学長の職務の評価は、業務実績報告書等の資料の活用及び学長への面談の実施等、学長選考会議が定める方法により行うものとする。